

第 7 回 第 1 農地部 会議 事 録

日 時 平成 2 8 年 7 月 1 5 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・1 0 川口 邦次・
1 1 横山 帛生・1 2 浅生 哲也・1 3 平井 秀次・1 9 佐野 すま子
2 1 坂野 大徹・2 4 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 1 0 川口 邦次・1 1 横山 帛生

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出取消願について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸

- 借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第7回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の出席委員は14名、全員です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
10番 川口委員・11番 横山委員よろしくお願ひします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は5,499㎡、このうち、田が4,403㎡、畑が1,096㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
2ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。番号1から14で、7ページになりますが、合計で件数は14件、合計面積は62,073.43㎡で、その内訳は田が43,914.61㎡、畑が18,158.82㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
8ページをお願いいたします。
報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1は、一般個人住宅用地、番号2、農業用倉庫用地、番号3、庭及び駐車場用地です。
以上、件数は3件で、合計面積は796㎡、この内訳は田が19㎡、畑が777㎡でございます。
9ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出取消願について（所有権移転）でございます。
番号1は、4月6日に、番号2は5月27日に受理した案件ですが、受人に変更が生じたことから、取消願ひが提出されております。
件数はこの2件で、合計面積は、田で3,375㎡です。

なお、この後の報告第5号で受人を変更して届出書が提出されております。
10ページ、11ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、一般個人住宅用地、番号2、長屋住宅用地です。

番号3は、先ほどの報告第4号の番号1で取消しました土地での新たな届出で、建売分譲住宅用地です。

番号4は、先ほどの報告第4号の番号2で取消しておりますが、5月27日に既に受理書を交付しておりますことから、あえてこの番号4で今回報告させていただくものです。

番号5、この案件につきましては、先ほどの番号4に代わる新たな届出で、建売分譲住宅用地です。番号6、共同住宅用地、番号7、一般個人住宅用地、番号8、長屋住宅用地、11ページになりますが、番号9、番号10、番号11、一般個人住宅用地、番号12、庭用地です。

以上、件数は12件で、合計面積は9,680.92㎡、この内訳は田が630㎡、畑が3,050.92㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、コンビニエンスストア用地の1件で、面積は、畑で2,585㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____、面積604,387㎡ 渡人 _____、面積1,877㎡ 申請地 納所町蔵田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,490㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため経営を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、面積5,439㎡ 渡人 _____外7名、面積2,502㎡ 申請地 高茶屋四丁目 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 黒田、受人 _____、面積24,723.61㎡、渡人 _____、面積4,561㎡ 申請地 河芸町南黒田河戸 _____、台帳地目・現況地とも畑、面積131㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡

大するものです。

番号4、地区椋本、受人 _____、面積19,588.40㎡ 渡人 _____、面積15,375㎡ 申請地 芸濃町椋本西冨家_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積555㎡外2筆 合計面積2,161㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 村主、受人 _____、面積7,433㎡ 渡人 _____、面積17,481㎡ 申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積42㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 香良洲、受人 _____、面積9,655㎡ 渡人 _____外1名、面積1,955㎡ 申請地 香良洲町西山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積294㎡外1筆 合計面積747㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

以上件数は6件、合計面積は、4,818㎡、この内訳は、田が1,490㎡、畑が3,328㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。番号1。

太田委員 2番 太田です。番号1につきまして、事務局の説明どおりでございます。何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号2。

太田委員 1番 太田です。番号2につきまして事務局の説明どおり、何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号3につきまして、私8番 喜多です。事務局の説明どおり何ら問題ありません。番号4。

川口委員 10番 川口です。番号4につきまして、地元推進委員さんと現地確認を行いました。地元推進委員さんも何ら問題ないということです。事務局の説明どおり、問題ありません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。番号5。

平井委員 13番 平井です。番号5につきまして、地元推進委員さんも、事務局の説明どおり何ら問題ないということです。よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。番号6。
太田委員	1番 太田です。番号6につきましては、事務局の説明どおり、何の問題もございません。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案書の方14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町萩野前川原_____ 台帳地目・現況地目とも畑、面積109㎡です。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 この案件は、後でご審議をお願いします議案第4号番号3と一体利用するもので、パネル設置面積は、全体で354.24㎡、不整形地のため、全体面積1,260㎡の28.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1。
石井委員	9番 石井です。1番につきましては、事務局の説明どおりで、何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真中山町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積340㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 河芸町上野上ノ垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積976㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は498.15㎡、転用面積の51%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 芸濃町椋本八幡前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,933㎡外7筆 合計面積7,848㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は4,452.09㎡、転用面積の56.72%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受人 _____（賃借人 _____代表取締役 _____）、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び資材置場用地とし、受人が代表を務める _____に貸し付けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受人 _____、渡人 _____外2名、申請地 芸濃町小野平桑原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積350㎡外2筆 合計面積804㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は516.6㎡、転用面積の64.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町三郷深田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積396㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅と一体利用して駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は、10,611㎡、このうち田が976㎡、畑が9,635㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂野委員	21番 坂野です。7日に地元推進委員さんと現地確認を行いました、問題ないと判断しました。
議長	ありがとうございます。番号2番は私で8番 喜多です。事務局の説明どおりで問題ないと思います。番号3。
川口委員	10番 川口です。番号3につきまして、7日の現地確認の際に、会長のご指摘もあり、面積が7, 848㎡と面積が広いこともありまして、9日に改めて事業者より詳細な説明を地元推進委員さんと私とで受けました。その結果、問題はないということでした。事務局の説明どおり問題ないと判断いたします。
議長	ありがとうございます。番号4番。
川口委員	10番 川口です。番号4につきまして、地元推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の説明どおり特に問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。番号5番。
石井委員	9番 石井です。番号5につきましても事務局の説明どおり何も問題ないと思います。よろしく願います。
議長	ありがとうございます。番号6番。
横山委員	11番 横山です。番号6につきまして、7日に事務局と現地確認を行いました。自宅の駐車場です。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
坂野委員	21番 坂野です。3番の説明で、会長が指導されたということで、よければ内容を説明していただきたい。
会長	<p>これは、7日の現地確認の際、申請者は施工業者を含め関係者が6、7人でした。農業委員会は地元の農業委員、川口委員、石井委員、地元推進委員、私、部会長、事務局で、説明を受けました。</p> <p>申請地の南側には道路より低い所に民家が2軒あり、申請者にこの方達にも事業説明をしていただいたかどうか尋ねました。申請者は、説明済みと言う話でしたが、雨水の排水処理について、現状は畑ですが、転圧等した場合、雨水処理が自然浸透でできていたのが、処理能力が低下する恐れがあるので、改めて雨水の排水方法について隣接する民家の方々に説明し、理解を得てほしいと伝えました。</p> <p>そして、雨水の排水方法については、川口委員、石井委員、地元推進委員、に判断していただくようお任せし、十分に住民の方の意見を組み入れてくれとお願いしました。</p> <p>当部会前に、担当の川口委員に確認したところ、施工業者において追加工事として貯水池を作るということで、住民の方も了解していただいたとの報告を</p>

受けました。以上です。

坂野委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 藤水、借人 _____代表取締役____、貸人 _____、申請地 垂水西焼尾____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1, 312㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を残土置き場として、一時転用するものです。

なお、本年5月から既にこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。申請地は、農業振興地域内、農用地区域になります。

番号2、地区 安西、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町小野平広垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積628㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、309.96㎡、転用面積の49.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町萩野前川原____、台帳地目・現況地目とも畑、面積82㎡ 外5筆 合計面積1, 151㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

この案件は、議案第2号番号1と一体利用するもので、パネル設置面積は、全体で354.24㎡、不整形地のため、全体面積1, 151㎡の30.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 長野、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町平木野副____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 728㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.18㎡、利用率としましては、法面が多いことから転用面積の26.86%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4, 819㎡、このうち田が3, 668㎡、畑が1, 151㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
地元委員の意見を伺います。1番。

太田委員 1番 太田です。1番につきまして、7日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認を行いました。3年間の一時転用ということで、事務局の報告どおり問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。番号2番、番号3番。

石井委員 9番 石井です。2番につきまして、事務局の説明どおり、何ら問題はないと思います。3番についても、事務局の言うとおりに、問題ありません。

議長 ありがとうございます。番号4番。

横山委員 11番 横山です。番号4につきまして、7日に地元推進委員と地元委員、会長、部会長で現地確認を行いました。業者の説明を受けて検討いただきました結果、事務局の説明どおり、問題ないと思います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>)

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町下り町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積259㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町内多向出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積293㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に期間を定めない使用貸借権を設

定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で552㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番 坂倉です。1番につきまして、7日に現地確認がありました。私は、出席できませんでしたが、地元推進委員3名の方が立会していただきまして、問題ないということでありましたので、よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番。

浅生委員 12番 浅生です。2番につきまして、事務局の説明どおり、何ら問題ありません。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真町屋町北新畑 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積366㎡です。

これにつきましては、建物の全部事項証明書により昭和46年9月30日に居宅が新築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂野委員 21番、坂野です。1番につきまして、7日に地元推進委員さんと現地確認し、自宅用地としていることを確認しました。何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議長、説明に入ります前に、農用地利用集積計画の決定につきまして、一点、お願いしたいことがございます。

これまで、議事参与の制限について明確にしていない状況で進めてきておりましたが、他の市町村では、利用集積計画の決定につきましても、該当する場合には、「議事参与の制限をその都度適用されている」とのことでございます。

本市におきましても、急な対応で申し訳ありませんが、今回の議案審議からそのように運用していきたいと考えております。

農業委員さんご本人やご家族の方が申請の当事者になられているような場合には利用集積計画の決定についての審議の際には、一時、ご退席をいただくということで、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま説明があったように、この計画の中に、出席委員に関する案件があり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、 と 、 、 、 は、一時退席をお願いします。

また、議事進行については、審議いただく委員の中で年長者である、19番 佐野委員をお願いいたします。

< 退 室 >

佐野委員 それでは、年長者ということで、不慣れではございますが、よろしく願いいたします。

事務局の方に説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借で11,742㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,658㎡、契約件数は9件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,424㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で5,836㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区、美里地区、香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて27,002㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で2,658㎡、合計契約件数は13件、合計面

積は29,660㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で2件、河芸地区、1件、安濃地区、2件で合計5件、合計面積は13,515㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐野委員 説明が終わりましたので、何か、意義はございませんでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

佐野委員 ありがとうございます。異議がないようですので、それでは、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。みなさん、入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年7月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____